

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月まで

国民年金に加入して以降、集金人に保険料を納付して来た。集金人に納付できなかったときは、自分で役場に持参して納付することもあった。未納の連絡があれば納付してきたので、未納期間があると思わなかった。年金手帳では昭和46年7月の保険料は検認印が無いのに納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間を除くすべての加入期間において国民年金保険料を納付していることから、年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人に対して、申立期間を含む昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料に係る過年度納付書が発行されており、46年7月の保険料が過年度納付されたことがうかがえるところ、上述した申立人の国民年金の納付状況などを踏まえると、同年7月の保険料のみを過年度納付し、8か月という短期間の申立期間の保険料だけを未納にしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から27年4月1日まで
A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和25年10月1日から27年4月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録並びに同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務（昭和25年10月1日にA社C支店から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和27年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から49年3月まで
結婚後、義母から国民年金は納付しておいたからと再三言われ安心していたら、加入して最初の時期が未納であると言われた。
生前、義母からは「商売をしていて老後の保証が無いから保険料を全部納付しておく」と言われていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その義母は既に他界しており、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明である。

また、市の被保険者名簿には、昭和43年7月の国民年金の再取得手続が50年7月に行われたことをうかがわせる記載がある上、49年4月から50年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることを踏まえると、同年7月の時点で43年7月にさかのぼって国民年金の再取得手続が行われたものと推認され、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中に住所変更なども無く、同一市町村内に在住している申立人に対して、市町村が別の国民年金手帳記号番号を払い出すことも考え難い。

加えて、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 56 年 3 月まで

厚生年金保険に加入しているときは、県外に住んでいた。その後、A 市の実家に戻り、住民票は実家に置いたまま、同市内のアパートに住んでいた。当時、国民年金のことは知らなかったが、実家で市役所に勤務していた叔父に「国民年金に加入していないだろう」と言われ、昭和 56 年 4 月ごろに市役所の年金係に行き話を聞いた。

その時に 5 年間さかのぼって保険料を一括して納付できると聞いて、その日か翌日に納付した。記憶ははっきりしているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について昭和 56 年 4 月ごろに市役所の年金係から 5 年間さかのぼって国民年金保険料が一括納付できると聞き、当日若しくは翌日に納付したと主張しているところ、当時は特例納付期間中もなく、時効により 5 年間もさかのぼって保険料を納付することはできない上、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は数年前に加入届について、市職員から「当時は、市役所から社会保険事務所への報告は 2 年ないし 3 年に 1 回行っていた」と言われたと申述しているが、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 8 月の前後に払い出された 5 名ずつの者について取得年月を調査した結

果、申立人の申述どおりであれば10名全員の取得年月が56年以前となるべきところ、58年の取得年月の者が3名いることから、申立人の加入届の報告が2年余遅れて市役所から社会保険事務所へ行われたとは考え難く、申立人の手帳記号番号払出年月に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月15日から同年4月1日
② 昭和39年4月26日から同年6月10日

昭和39年1月15日から同年6月10日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録はその一部だけである。実家の農家の田植を手伝う時期までの半年間、継続して同社に勤務していたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務形態、給与支払及び厚生年金保険料の控除の状況等についてB社に照会したところ、「当時の事情を知っている者がいないため不明である」との回答があったものの、同社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和39年4月1日、資格喪失日は同年4月26日とされており、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が唯一記憶している同僚の厚生年金保険の記録は申立人の申立期間においては確認できない上、社会保険事務所の記録により確認できる申立人の資格取得日と同日またはその前後に資格取得をした同僚のうち、連絡先が把握できた複数名の同僚に照会したが、申立人の勤務していた期間を記憶している者はおらず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない。

なお、申立人が当該事業所の後に勤務した事業所に保管されていた申立

人が同事業所に入社した際に提出した履歴書によると、学歴職歴欄には高等小学校を卒業した後は「農業」としか記載されておらず、これによっても申立事業所に勤務した事実を確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月 28 日まで

A病院に准看護師として昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月 28 日まで勤めていた。当時、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる書類は無いが、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA病院に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人が当時の事務長に厚生年金保険被保険者証を渡したという具体的な記憶があること、及び複数の同僚が申立人を記憶していることから推認される。

しかしながら、当該事業所は平成 20 年に閉鎖し、その閉鎖時の事業主に連絡を試みたが返答が得られず、当時の事務長も既に死亡しているため、当時の状況について証言を求めることができないものの、申立人を同事業所に紹介した先輩の准看護師は「自分はほかの准看護師全員と同じ条件の下で約 4 年間にわたり仕事をしていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い」と証言しており、申立人も「事務長の判断で、すぐに辞めそうな人は厚生年金保険に加入させなかったようだ」と申述していることを踏まえると、同事業所の事業主が従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 10 月 12 日まで
(A社)
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 24 日まで
(B社)

年金手続の際、申立期間については脱退手当金を支給済みと記録されていることを知ったが、脱退手当金を受給していない。厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管していた申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、昭和 40 年 11 月 12 日に送金済みであることを示す押印もされていることから、当時の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後である昭和 40 年 11 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。